

北朝鮮の弾道ミサイル発射を非難する決議

北朝鮮は、本年に入ってから 20 発を超える弾道ミサイルを発射してきたが、10 月 4 日午前 7 時 22 分頃、青森県付近の上空を通過する弾道ミサイルを発射し、そのミサイルは太平洋上の排他的経済水域 (EEZ) 外に落下したと推定される。これにより、平成 29 年 9 月以来 5 年ぶりとなる Jアラートが発令され、騒然となった。

国際社会は、北朝鮮に対し、これまで数次にわたり、国連安保理決議等の完全な遵守を求めるとともに、度重なる弾道ミサイルの発射等の挑発行為を非難し、核・ミサイル開発の放棄を求めてきた。

にもかかわらず、それらをまったく無視し、国連安保理決議違反である弾道ミサイルを発射し、なおかつ日本の上空を通過したことに対して、日本国政府は最大限の言葉で非難している。

このたびの北朝鮮による行為は、平和を求める国際社会に対する許しがたい蛮行であり、非核平和宣言都市である本市の議会としても、かかる暴挙を断じて容認できない。

政府においては、北朝鮮が国連安保理決議等を遵守し、核・ミサイル開発の放棄をするよう求めるとともに、世界平和の実現に向けて、全世界が一体となって全力を挙げて取り組むよう、強く訴えるものである。

以上、決議する。

令和 4 年 10 月 6 日

藤枝市議会